

## 質問書に対する回答

(契約件名) 北海道支社管内 休憩施設予備検討業務

### 質問事項と回答

番号	質問事項	回答
1	<p>本業務を積算するにあたり、調査等積算基準 5-4-4(3) 協議用図面作成 B には、P A の項目がありません。</p> <p>積算の際は、(2) 協議用図面作成 A の歩掛を準用と考えてよろしいでしょうか。</p> <p>ご教示願います。</p>	<p>本業務における「P A 協議用図面作成」は、「協議用図面作成 B」に準じた業務内容を想定しております。</p>
2	<p>特記仕様書に打合せ場所の記載がありませんが、北海道支社と考えてよろしいでしょうか。</p> <p>ご教示願います。</p>	<p>打合せ場所は北海道支社を想定しております。</p>
3	<p>本業務を実施するにあたり、現地踏査で現地を確認する際は、公共交通機関又は連絡車（自動車）のどちらを考えられていますでしょうか。公共交通機関を利用する際は、特急料金を見込まれていますでしょうか。</p> <p>連絡車（自動車）を利用する際は、高速道路利用料を見込まれていますでしょうか。</p> <p>また、宿泊費は見込まれていますでしょうか。</p> <p>ご教示願います。</p>	<p>調査等積算基準 (R5.7) 1 - 4 交通費・日当・宿泊費に記載の通りです。なお、本業務における現地踏査は、現地状況の把握等の作業を想定しております。</p>